

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和59年8月1日に、資格喪失日に係る記録を64年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月1日から64年1月1日まで

A事業所に給与月額35万円を条件として昭和58年1月1日に採用され、同事業所では、B地区総責任者として勤務し、59年8月1日に事業所が社会保険の適用事業所となったのを契機に厚生年金保険に加入したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の事業主及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間について、A事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立てに係る事業所の事業主は、「申立人は当事業所が厚生年金保険の適用事業所となる昭和59年8月1日以前から勤務していた。」「職種の区別なくすべての正社員を厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していた。申立人は正社員であることから、厚生年金保険に加入させ、保険料を控除していた。」と証言している。

さらに、氏名が確認できた申立人の同僚5人は、全員が厚生年金保険に加入している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当時、申立人と同じ業務に就いていた同僚がいないことから事業主の証言により36万円とすることが妥

当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 59 年 8 月から 63 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年ごろから 28 年 1 月 25 日まで
昭和 26 年に結婚したころに、私の夫はA事業所に勤務していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と一緒にA事業所の請負の仕事（靴を収納する木箱の製造）を行っていた同僚（その後下請けの仕事を辞め、申立人と一緒にA事業所に入社した者）は、申立人と同じく昭和 28 年 1 月 26 日にA事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該同僚は、自身の厚生年金保険の加入記録に誤りはない旨証言している。

さらに、申立期間において、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から54年4月まで

私の父は、昭和58年4月に会社勤めを辞めるまで、ほとんど切れ目なく会社勤めをしていた。A事業所に勤務していた約5年間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主が保管する当時の管理簿（厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の資格取得日及び資格喪失日を記録したもの）には、申立人は、昭和48年9月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49年12月28日に資格を喪失し、その後別の健康保険番号により54年5月7日に同資格を取得し、55年6月1日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録は社会保険事務所の記録と一致している。

また、申立人の子から聴取しても保険料控除についての記憶はない上、申立人のことを憶えている当時の同僚（二人）からは、申立人に係る勤務期間、厚生年金保険の加入及び保険料控除について、証言を得られなかった。

さらに、申立てに係る事業所の事務担当者は、「30年以上前のことで、当時の関係資料が残っておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 1 日から 29 年 1 月 1 日まで

A事業所に船員として雇用され、昭和 28 年 3 月から 31 年 3 月まで同事業所所有のB丸に乗船した。当時は、船員保険に加入するという事業所の説明を信じて給与明細書の内容を確かめることはなかった。ねんきん特別便で船員保険に加入記録の無い期間があるので、28 年 3 月から同年 12 月までの加入記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する元同僚（複数）の証言から、申立期間について、申立人がA事業所所有の船舶に乗船していたことは推測できる。

しかしながら、申立人が記憶する当時の事務担当者は、「当時、船員については試用期間を設け、一定期間経過後に船員保険に加入させていた。」と証言しており、A事業所は、船員について採用後直ちには船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、当時の同僚は、「申立人の勤務期間は不明。」と証言している上、事業主は既に死亡しており、申立期間に係る申立人の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料等は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所に係る船員保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の記録は無く、被保険者証記号番号の欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情等も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月15日から29年10月1日まで
② 昭和29年10月1日から同年11月21日まで
③ 昭和29年11月21日から36年3月1日まで

A事業所に勤務していた申立期間についての脱退手当金は受け取っておらず、私の同僚も脱退手当金を受け取っていないと思うので、調査してほしい。

なお、厚生年金保険の加入記録では、申立期間②は、B事業所に勤務したことになっているが、その記憶はない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている申立人の氏名は、同人がA事業所を退職した約1か月後の昭和36年4月18日に旧姓から新姓に変更されており、申立期間に係る脱退手当金が同年5月27日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い、この氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、社会保険事務所が保管する申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があるとともに、申立てに係る脱退手当金は、その支給額が申立期間のすべてを合算した申立人の厚生年金保険被保険者期間に係る法定支給額と一致し、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和36年5月27日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等が社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答していることが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

なお、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険の加入記録がB事業所における勤務期間とされていることについては、A事業所とB事業所の事業主が同一人であったことは確認できるものの、両事業所はともに解散し、事業主は所在不明で事情聴取できず、その理由も不明である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 7 年 3 月 31 日まで
平成 4 年 12 月から 7 年 3 月までの間、A 事業所の代表取締役役に就任しており、給与（役員報酬）は月に 100 万円以上をもらっていた。

事業所は、保険料を滞納したこともなく、標準報酬月額の変更手続きをした覚えもないので、標準報酬月額が 8 万円（平成 6 年 11 月 1 日からは 9 万 2,000 円）に変更されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所は、平成 7 年 4 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同年 4 月 28 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 4 年 12 月から 6 年 10 月までの期間については 53 万円を 8 万円に、6 年 11 月から 7 年 2 月までの期間については 53 万円を 9 万 2,000 円に、それぞれ、遡^{そく}及^{きゅう}して訂正していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、当該事業所の商業登記簿及び本人の供述から申立期間当時、申立てに係る事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額^{そくきゅう}の遡^{そく}及^{きゅう}訂正^{ていせい}についての関与を否定しているが、「事業所の代表者印は私が管理していた。社会保険事務に関しても掌握していた。」と供述している。

さらに、社会保険事務所は、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、事業所の代表者印が必要である。」と回答している上、社会保険事務所が、事業所からの届出がないにもかかわらず、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに、無断で当該処理を行ったとは考え難いことから、申立人が当該標準報酬月額^{そくきゅう}の遡^{そく}及^{きゅう}訂正^{ていせい}処理^{しり}に関与していたと認めざるを得ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間にお

ける標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。